



宮 崎 県 公 報

平成26年12月29日（月曜日）号外 第77号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限 ----- (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第 762号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動及び搬出を当分の間禁止し、又は制限する。

平成26年12月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
宮崎市高岡町浦之名の一部（平木場、長野原、左ヶ田、大岩平、古宮田、横内、平田、樋元、雨附、楠森、開元、川水流、地蔵田、竹原、田ノ平、樋ノ下、長谷、茶屋原、久木野、相ヶ谷、横松、寺田、坂ノ下、小坂元、小田元、赤松、松原及び宇都水流）、高岡町大字紙屋の一部（瀬越及び論地）、都城市高城町四家の一部（平八重、大開、本八重及び雀ヶ野、様ヶ野のうち国道10号線より北の区域）、小林市野尻町紙屋の一部（前田、奥畑、山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山、竹ノ下、下村、後原、牧ノ谷、石切、長瀬、瀬戸ノ口、立神原及び沖ノ尾）
 - (2) 搬出制限区域
宮崎市田野町乙の一部（野崎、東原及び鹿毛）、高岡町飯田、高岡町内山、高岡町浦之名、高岡町小山田の一部（山の口、中野原、菰迫、永迫、田ノ迫、淵奥、三代堂及び高房）、高岡町紙屋、高岡町五町、高岡町高浜の一部（梅元、古川、宮ノ前、楠ヶ下、宮元、中ノ丸、平ノ山、榎原、大原、十八ヶ平、塩ヶ谷、深坪、吹上、中原、高野原、小番田、小畑、鍋山、大ノ丸、柳田、二ツ橋、跡平、大番田、大川平、タツバミ、山神前、早牟田、八幡谷、城ノ山、池ノ上、瀬ノ上及び茶園堀）、高岡町花見の一部（粟野）、国富町森永の一部（池平、天神原、後平、市々野、瀬戸ノ元、宇戸ヶ迫、水ノ手、二百田、大丸、小松ノ下、樋松迫、大鹿、灰焼、山ノ田、下越、大王免、梅木

迫、野中、五反田、山口、櫻田、上園、須田木、松ノ本、向原、小路、福山、久保田、寺ノ上、京出、平城、室屋、福山ノ下、平城ノ下、大王ノ下、古川、六反所、八計代、杉木水流、中水流、道免、上水流、高丸、大迫、佛飼免、蔵原寺及び大迫）、竹田の一部（後無田、山川、上ノ畑、平田、新開、坊前、今宮、西、政所及び西ノ前）、向高の一部（古川、前畑、平田、牟田、城平、和田、辻、百田久保、上ノ原、茶木、政所、川久保及び大坪）、田尻の一部（浮島、川床、高添、岩下、谷ノ口、岩立、鷺ヶ迫、宇宿迫、石畑、大迫及び四町迫）、綾町南俣の一部（下川原、前川原、沖代、田平、元宮、五ヶ所、鳩峰、中順、百田、白砂、萩窪、なはへぎ、大平山、柿ヶ野、子生、天付、六反田、宮ノ谷、梟ヶ谷、堀ノ内、富田、小平谷、梅ヶ野、薄原、釜牟田、岩川、松原、山ノ城、草荻、尾園、四枝、梅木田、柳田、瀬脇、豆新開、口ノ田、壺町田、中川原、東田、下中堂、古川、馬場田、元蔵、畑田、坂下、二反野、遠目塚、倉輪、陣之尾、宇都、水窪、中堂、窪原、赤松、長山、上原、大工園、星原、内屋敷、古城、深田、宮下、大坪、仮屋園、堤原、中坪、桑下、永田、森元、元町、小坂元、時地及び大谷）、入野の一部（五ヶ所、小屋谷、入野柳田、宿神、平之山、上畑、水久保、小峰、古川、上水流、前原、前畑、中水流、中川原、入寺山、永田脇、永田、飯地山、柿畑、百田、萩窪、大明神、尾亀原、尾原、向尾原、椏ヶ迫、古屋、池尻、畑前、木森、踊場、ごく田、浜弓場、久保田、東、山田ヶ迫、のりこえ、下原、白畑、八重ヶ迫、竹脇、牛ヶ谷、高尾、古園、城平、梶ヶ迫、大丸、崎ノ田、前田、小椎尾、田中、石原田、椎屋、黒岩、迫ノ内、立山、社前、岩堂、尾堂、島廻、月ヶ平、久木野々、久木ヶ尾、湯の谷、長迫、管迫、善八松、後平、北の園、前平、宮原、平原、中袋、柳迫、年神、二又、津々野、スミ床、四反田、桑水流、壺ツ堂、川久保、向川久保、川久保、別府向、向新開、榎田、川原元、小川筋、川原下、八日町、松原及び前畑）、北俣の一部（八町、中川原、中水流、瀬ノ口、川窪、灰原、神下、開元、塚原、八反ヶ丸、菱池、牧原、池田、下川原、堂木、水流、梅藪、新村、久木の丸、麓、野首、野首東、日本松、吉井原、愛宕下、岩下、本堂、鳥巢、山下、中島、川原田、梅ヶ谷、畑ヶ迫、前平、射場川原、小田爪、李道川原、窪上、大窪、別府、李道、浦ノ田、堂前、南割付、割付、鷺ヶ野、山ノ口、湯ノ谷、平野、尾谷、

椎屋下、尾立、平瀬、中迫、中尾、爰野、吉原、鶴田、崩瀬、鷺巣、上原、狩果、竹野、竹野前坂、北浦、竹野前畑、平田、郷嶋、小山田、宮ノ下及び八町下）、都城市山之口町山之口の一部（宇名目、桑之宇都、弥五郎及び青井岳）、高城町有水の一部（高八重、久井ヶ野、小除、フノ木迫、松坂、島廻、遅霧、黄田、下り谷、田辺、大丸、洗田、岩屋ヶ野、前川内、大寺、オガラ木、渚之元及び池宇都）、高城町四家、高崎町笛水の一部（平松、竹元下平、竹元東原、竹元西原、笛水東原、笛水前田、上ノ原、北園、前畑、瀬口、向椎屋、元椎屋、鶴瀬、池田、笛水村中、笛水前原、小川内、笛水前田及び村前）、高崎町縄瀬の一部（屋敷平、一ッ戸、賦平、松ヶ崎、彼岸田、鶉戸及び西原）、高崎町江平の一部（大川毛、川内口、山之口、柳田、内畑、ふの木、上轟及び轟）、小林市野尻町紙屋の一部（部当、真幸田、市ノ瀬、谷ノ口、五反田、小丸、太尾、仮屋谷、米川内、実参、宮ノ前、山宮、川内、中水流、八久保、古屋敷、三本松、鳩平、五ヶ迫、内神田、花立原、上ノ原、掘切、枯木迫、中辻、池ノ尾、下谷、宮ノ尾、石瀬戸、松牟礼、黒園原、池ノ原、黒谷及び今別府）、東麓の一部（肥前田、崎園、堂願、奥畑、有村、堂ヶ迫、吉村、梯、葛原、加例谷、大王、佐場、竹ノ下、夜川松、原園、戸崎、出口、永畑、飛矢、丸岡、永迫、永岡、松山、朝付、古渡、宮竹、近木場、内馬場、横道、祝帰、亀甲、上野原、本城原、石仏、跡瀬原、新六、前畑、爰ヶ瀬、米別府、名字ヶ瀬、寺原、境別府、辻、一本松、一本柵、三反、天ヶ谷、石瀬戸、榎ヶ迫、高松、伊佐原、平木場、庄府、勝負、見越及び大平山）